平成２４年（フ）第１８７０号
東京都大田区蒲田１丁目４―18　第六ハイムトシマ305
債務者　多田　美沙
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８９号
東京都小金井市中町２丁目18―22　フレンドリーワタナベB
債務者　飯嶋由紀子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８９４号
神奈川県川崎市宮前区宮前平３丁目13―24―201
債務者　伊東　　登
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９号
横浜市港北区箕輪町２丁目20番28―309号
債務者　羽毛田　篤
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７６２号
東京都練馬区桜台３丁目42―27―402
債務者　菅沼　　博
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２３３４号
福岡市東区千早６丁目２番21―1202号
破産者　古賀　厚美
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３３５号
福岡市東区千早６丁目２番21―1202号
破産者　古賀　洋子
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０８号
福岡市東区筥松１丁目４番27号　一木コーポ203号室、破産手続開始決定時の住所福岡市東区松崎１丁目３番17―201号
破産者　荒牧　　力
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０４５号
福岡県春日市大谷８丁目105番地
破産者　藤嶋　正代
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１５１号
福岡市中央区薬院４丁目４番25―207号
破産者　上村　英尚
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４号
福岡県三潴郡大木町大字上八院1500番地２グレンツエント103号、破産手続開始決定時の住所福岡県大川市大字坂井647番地１
破産者　清松　和美
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
福岡県朝倉市杷木志波35番地４
破産者　小野　恭祐
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１号
仙台市太白区砂押町１番30号
破産者　樋渡　里美
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
宮城県多賀城市伝上山３丁目９番５号
破産者　佐藤　悦郎
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２１号
宮城県宮城郡利府町しらかし台４丁目12番地15
破産者　安藤　　勝
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８８号
相模原市緑区長竹785番地２
破産者　菊地　吉史
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５３号
新潟市西区関屋堀割町１番２号　ヴィラ関水50Ｃ号布川登美男方、前住所東京都足立区青井６丁目11番２号
破産者　竹内みどり
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８４号
新潟県五泉市南本町２丁目３番８号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町長谷3134番地
破産者　清野　勇太
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　新潟地方裁判所民事部